令 和 ８ 年 11 月
国土交通省航空局

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令の一部を改正する省令案について（概要）

１．背景

○　無人航空機の「登録講習機関」は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の69の規定により、国土交通大臣が登録を行う機関である。無人航空機を飛行させる者が飛行に必要な技能に関し、無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）を受ける場合には、国土交通大臣による身体検査、学科試験及び実地試験を受ける必要があるところ、法第132条の50の規定により、登録講習機関が行う無人航空機講習を修了した者は、学科試験又は実地試験の全部又は一部が免除される。

また、無人航空機の「登録更新講習機関」は、法第132条の82の規定により、国土交通大臣が登録を行う機関である。法第132条の51第１項の規定により、技能証明の有効期間は３年とされているが、その更新に当たっては、同条第３項の規定により、登録更新講習機関が実施する無人航空機更新講習を修了する必要がある。

（１）登録の更新に関する規定の新設

○　法第132条の71及び航空法施行令（昭和27年政令第421号）第13条の規定により、登録講習機関及び登録更新講習機関（以下「登録講習機関等」という。）は、登録の有効期間である３年ごとに登録の更新を受けなければ効力を失うとされている。この点、現行の無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和４年国土交通省令第59号。以下「省令」という。）には、登録の更新についての具体的な手続に関する規定が設けられていないところ、登録講習機関等に係る規定の施行（令和４年12月５日）から３年が経過し、登録の更新の時期に差し掛かっていることから、登録講習機関等の登録の更新に係る規定を新設する必要がある。

（２）無人航空機講習等を実施しなかった事業年度における外部監査の受検の省略

○　省令第６条第７号及び第14条第４号の規定により、登録講習機関等は、毎事業年度、外部の者による監査の受検により、当該登録講習機関等における無人航空機講習及び無人航空機更新講習（以下「無人航空機講習等」という。）が適切に行われていることの確認を受けなければならないとされている。しかしながら、現行規定では、受講生が集まらなかったこと等の理由により無人航空機講習等を実施しなかった事業年度においても外部監査を受検しなければならず、そのための多額の監査費用が登録講習機関等の負担となっている。

２．概要

（１）登録の更新に関する規定の新設

○　登録講習機関等の登録の更新に関する規定を新設し、申請期間を有効期間満了の日の３か月前までとする。【省令第４条の２（新設）関係】

（２）無人航空機講習等を実施しなかった事業年度における外部監査の受検の省略

○　無人航空機講習等を実施しない事業年度の外部監査を不要とする。【省令第６条第７号及び第14条第４号関係】

（３）その他所要の改正

３．今後のスケジュール（予定）

公布：令和９年１月

施行：令和９年２月１日（※）

（※）令和９年４月30日までの間に登録の有効期間の満了の日を迎える登録講習機関については、最初の登録更新に関する申請期間を有効期間満了の日までとし、令和９年５月１日から同年７月31日までの間に登録の有効期間の満了の日を迎える登録講習機関については、最初の登録更新に関する申請期間を令和９年４月30日までとする。

（参考）参照条文

〇航空法（昭和 27 年法律第 231 号）（抄）

（技能証明の実施）

第百三十二条の四十　国土交通大臣は、申請により、無人航空機を飛行させるのに必要な技能に関し、無人航空機操縦者技能証明（以下この章において「技能証明」という。）を行う。

（試験の実施）

第百三十二条の四十七　国土交通大臣は、技能証明を行う場合には、第百三十二条の四十の申請をした者が、その申請に係る資格について無人航空機を飛行させるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために、試験を行わなければならない。

２　前項の試験は、身体検査、学科試験及び実地試験とする。

３　学科試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。

（試験の免除）

第百三十二条の五十　国土交通大臣は、無人航空機を飛行させる者に対する講習（以下「無人航空機講習」という。）であつて第百三十二条の六十九の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行うものを修了した者について技能証明を行う場合には、第百三十二条の四十七の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実地試験の全部又は一部を行わないことができる。

（技能証明の有効期間）

第百三十二条の五十一　技能証明の有効期間は、三年とする。

２　前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

３　国土交通大臣は、前項の規定による技能証明の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が国土交通省令で定める身体適性に関する基準を満たし、かつ、その資格に応じ無人航空機を飛行させるのに必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（第百三十二条の八十二及び第百三十二条の八十三において「無人航空機更新講習」という。）であつて第百三十二条の八十二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（第百三十二条の八十三、第百三十二条の八十四第一項及び第百三十四条第一項第十九号において「登録更新講習機関」という。）が実施するものを修了したと認めるときでなければ、技能証明の有効期間の更新をしてはならない。

（登録講習機関の登録）

第百三十二条の六十九　無人航空機講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（登録の更新）

第百三十二条の七十一　第百三十二条の六十九の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

２　前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録更新講習機関の登録）

第百三十二条の八十二　無人航空機更新講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

（準用）

第百三十二条の八十三　第百三十二条の七十から第百三十二条の八十一までの規定は、前条の登録、無人航空機更新講習及び登録更新講習機関に関する事務について準用する。

〇航空法施行令（昭和 27 年政令第 421 号）（抄）

（登録講習機関の登録の有効期間等）

第十三条　法第百三十二条の七十一第一項（法第百三十二条の八十三において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、三年とする。

〇無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和４年国土交通省令第 59 号）（抄）

（登録の手続）

第三条　法第百三十二条の六十九の規定による登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録を受けようとする者の名称、住所及びその代表者の氏名

二　登録を受けようとする者が無人航空機講習を行おうとする事務所の名称及び所在地

三　登録を受けようとする法第百三十二条の七十第一項の表の上欄に掲げる講習機関の種類

四　登録を受けようとする者が無人航空機講習を開始する日

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二　役員の氏名を記載した書面、住民票の写し及び履歴書

三　法第百三十二条の七十第一項の表の中欄に掲げる施設及び設備の数、性能、所在の場所並びに当該施設及び設備を用いて無人航空機講習が行われるものであることを証する書類

四　無人航空機講習を行う講師が、法第百三十二条の七十第一項の表の下欄に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを証する書類

五　無人航空機講習を行う講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

六　登録を受けようとする者にあっては、その役員が法第百三十二条の七十第二項各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

３　登録講習機関は、前項各号に掲げる書類の記載事項（第五条又は第七条の規定により届け出なければならない事項を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、その旨及び当該変更後の当該書類を国土交通大臣に届け出なければならない。

（無人航空機講習事務の実施基準）

第六条　法第百三十二条の七十二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～六　（略）

七　登録講習機関は、毎事業年度、外部の者による監査の受検により、当該登録講習機関における無人航空機講習が適切に行われていることを確認すること。

八　登録講習機関は、前号の規定による監査の結果を、当該監査が終了した日から一月以内に国土交通大臣に報告すること。

九　（略）

（無人航空機更新講習事務の実施基準）

第十四条　法第百三十二条の八十三において準用する法第百三十二条の七十二の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　登録更新講習機関は、毎事業年度、外部の者による監査の受検により、当該登録更新講習機関における無人航空機更新講習が適切に行われていることを確認すること。

五　登録更新講習機関は、前号の規定による監査の結果を当該監査が終了した日から一月以内に国土交通大臣に報告すること。

六　（略）